

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

警察庁丁保発第74号
令和6年6月14日
警察庁生活安全局保安課長

警察における電磁石銃等の引取りについて(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和6年法律第48号。以下「改正法」という。)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に規定する電磁石銃については、改正法の施行の際現に所持している場合、改正法の施行の日から起算して6月を経過するまでの間に適切な措置(所持許可の申請、廃棄等)をとらなければならないとしているところ、警察における電磁石銃等の引取りの具体的な実施要領については下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 無償での引取り方針について

改正法の施行の際現に電磁石銃を所持し廃棄を希望する者から可能な限り電磁石銃を回収するため、危害予防上の観点から、都道府県警察において無償で電磁石銃を引き取ることとする。

2 引取り対象

法第2条第1項第3号に規定する電磁石銃(電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。)のほか、電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であってその威力が明らかでないものや金属性弾丸を発射する動力が電磁石の磁力であるか必ずしも判然としないものの引取りを求められる可能性もあることから、引取りの対象は、電磁石銃等(金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、電磁石を使用するものをいう。以下同じ。)とする。

また、電磁石銃等としての機能に障害があるもの若しくはその構成部品の一部に欠損があるもの又は金属性弾丸の引取りを求められた場合にも、電磁石銃等の悪用を防止する観点から、これに応じること。

2 引取り期間

電磁石銃等の引取りは、改正法の公布日から経過期間（改正法の施行日（当該公布日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日。以下同じ。）から起算して6か月を経過する日までの間をいう。以下同じ。）が終了する日までの間行うこととする。

3 引取り時の対応

電磁石銃等の引取りを促進するため、引取りの受付場所をできる限り多く設定すること。この点、受付場所以外で引き取りを依頼された場合であっても、受付場所を来所者に教示したり、受付場所へ連絡したりするなど、引取りが確実に行われるようにすること。

4 引取りの具体的な手続

(1) 引取りの形態

電磁石銃等の所持者からの処分依頼に基づき引き取ることとする。

(2) 処分依頼書の提出

電磁石銃等の引取りに当たっては、別記様式1に所持者が必要事項を記載したものを現物に添えて提出させることとする。

また、別記様式1に記載の

- 所有権を放棄し、警察に処分を一任すること
- いかなる理由があっても返還を求めないこと

については、改めて口頭で明確に確認を求めること。

なお、別記様式1について、適宜修正を施すことは差し支えない。また、電磁石銃等を自作している者が存在することも想定されるところ、自作の電磁石銃等を引き取る場合には、別記様式1の「購入場所等」欄に自作である旨を記載することとし、「メーカー名」欄や「モデル名等」欄を記載することは要しない。

(3) 本人確認の実施

事後の紛議の防止等のため、処分依頼書の提出時に併せて身分証明書の提示を求めること。

(4) 電磁石銃等を持参した者が所有権を有しないと申し立てた場合の手続

電磁石銃等を持参した者が所有権を有さず、所有権放棄ができない旨申し立てた場合には、別記様式1に加え別記様式2を提出させるとともに、当該持参者の本人確認を実施すること。

また、引取りに係る広報に当たっては、電磁石銃等を持参する者が所有権を有しない場合には委任状が必要になる旨明記するとともに、別記様式1及び別記様式2並びにそれらの記載要領をウェブサイトに掲載し、手続が円滑に行われるようにすること。

なお、別記様式2について、適宜修正を施すことは差し支えない。

5 引き取った電磁石銃等の適正な保管管理等

引き取った電磁石銃等が滅失することのないよう、引き取った電磁石銃等の適正かつ組織的な保管管理に努めること。

なお、引き取った電磁石銃等の数については、後日報告を求める予定である。

また、引き取った電磁石銃等のうち、電磁石銃に該当する可能性の高いものについては、必要に応じて、警察庁において執務の参考とすることもあり得ることから、特段の事情のない限り処分せずに保管の上、随時警察庁に報告すること。

6 経過期間中に行うべき手続の周知徹底

改正法施行の際現に電磁石銃を所持している者については、適法な所持許可を得ずに経過期間を超えて所持し続けた場合、不法所持となってしまうことから、経過期間中に行うべき措置及び警察における引取りの取組について周知し、確実に経過期間中に引取りが行われるようにすること。

なお、これらの内容については、警察庁のウェブサイト、SNS等により広報を行うこととしていることから、こうした素材を活用すること。

別記様式 1

電 磁 石 銃 等 処 分 依 頼 書

警 察 署 長 殿

年 月 日

所 持 者 (所 有 者)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	— —
物 件	メーカー名	
	モデル名等	
	特 徴	
	購入場所等	
物 件 の 措 置	上記物件について、私は、 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄し、警察に処分を一任します。 <input type="checkbox"/> いかなる理由があっても返還を求めません。	

別記様式 2

委 任 状

代理人 住所： _____
氏名： _____
生年月日： 年 月 日生
電話番号： — —

私は、上記代理人に対し、電磁石銃等及び電磁石銃等処分依頼書の提出に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

所有者 住所： _____
氏名： _____
生年月日： 年 月 日生
電話番号： — —